

○議長 知念富信君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前 10 時 01 分）

日程第 1．会議録署名議員の指名

○議長 知念富信君 日程第 1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって 12 番 赤嶺奈津江議員、13 番 大城 毅議員を指名します。

日程第 2．議長諸般の報告

○議長 知念富信君 日程第 2．議長諸般の報告を行います。議案第 24 号 南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例、議案第 25 号 南風原町新型インフルエンザ等対策有識者会議設置条例の一部を改正する条例、2 件、議案の追加提出がありましたので、本日予定の予算議案の審議の前に上程を行い、総務民生常任委員会へ付託したいと思います。また、来週の 3 月 9 日月曜日は、全議員による現場調査を予定しておりますので、決議第 1 号 議員派遣の件についてをそれぞれ後刻議題とします。以上をもって諸般の報告といたします。

○議長 知念富信君 これから議案の上程に入ります。

日程第 3．議案第 24 号 南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第 3．議案第 24 号 南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 皆様、おはようございます。議案第 24 号 南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例 南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、民生部内の組織見直しによる所管変更及び所要の整備をすることから、条例を改正する必要があるため提案いたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 おはようございます。説明の前に、本来でしたら初日に、民生部の組織の改編によるものでございますので、議案第 9 号とともに議案第 24 号、議案第 25 号を上程すべきでしたが、我々の条例の確認の中で見落としがありまして、本日に至ってしまいました。大変申しわけございませんでした。

それでは議案第 24 号についてご説明申し上げます。新旧対照表をごらんください。南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例 南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を次のように改正する。第 3 条第 2 号中「南部福祉保健所」を「沖縄県南部保健所」に改める。第 12 条中「保健福祉課」を「国保年金課」に改める。附則 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。以上が議案第 24 号の改正内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 24 号 南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第 4. 議案第 25 号 南風原町新型インフルエンザ等対策有識者会議設置条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第 4. 議案第 25 号 南風原町新型インフルエンザ等対策有識者会議設置条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 25 号 南風原町新型インフルエンザ等対策有識者会議設置条例の一部を改正する条例 南風原町新型インフルエンザ等対策有識者会議設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、民生部内の組織見直しによる所管変更及び所要の整備をすることから、条例を改正する必要があるため提案いたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第 25 号 南風原町新型インフルエンザ等対策有識者会議設置条例の一部を改正する条例について、内容をご説明いたします。新旧対照表をごらんください。南風原町新型インフルエンザ等対策有識者会議設置条例の一部を次のように改正する。第 1 条中「学識経験者」を「識見を有する者」に改める。第 3 条第 2 項第 1 号を次のように改める。(1) 識見を有する者。第 7 条中「保健福祉課」を「国保年金課」に改める。附則 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。以上が議案第 25 号の改正概要でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 25 号 南風原町新型インフルエンザ等対策有識者会議設置条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第 5. 議案第 20 号 令和 2 年度南風原町国民健康保険特別会計予算

○議長 知念富信君 日程第 5. 議案第 20 号 令和 2 年度南風原町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 20 号 令和 2 年度南風原町国民健康保険特別会計予算 令和 2 年度南風原町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算) 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 41 億 622 万円と定める。2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。(一時借入金) 第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入

れの最高額は、25 億円と定める。(歳出予算の流用) 第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第 20 号 令和 2 年度南風原町国民健康保険特別会計予算について、概要をご説明いたします。まず 2 ページから 4 ページについてでございます。第 1 表歳入歳出予算について、令和 2 年度の予算総額は 41 億 622 万円で、前年度に比べて 5,125 万円 (1.3%) の増となっております。また、歳入不足額を確保するために、諸収入の雑入において歳入欠陥補填収入として 1 億 7,469 万 3,000 円を計上しております。

まず歳入についてご説明いたします。8 ページをお願いします。1 款. 国民健康保険税は、令和元年 10 月末時点における調定額に各節の前年度実績の収納率を乗じて積算しております。1 目. 一般被保険者国民健康保険税 2,147 万 9,000 円の減は、被保険者数の減によるものです。2 目. 退職被保険者等国民健康保険税 461 万 7,000 円減は、退職者医療制度が平成 27 年度から新規加入が廃止され、令和 2 年度から該当者がいなくなることによるものであります。

続いて 10 ページをお願いします。4 款 2 項 10 目. 国民健康保険制度関係業務事務事業費補助金 241 万 6,000 円増は、保健医療機関等で療養の給付を受ける場合の被保険者資格の確認について、個人番号カードによるオンライン資格確認を、令和 3 年 3 月をめどに開始するためのシステム改修に伴う国庫補助金で、補助率 10 分の 10 となっております。

12 ページをお願いします。5 款 2 項 2 目. 保険給付費等交付金 2,911 万 3,000 円増は、県が推計する療養費の増に伴う 1 節. 普通交付金 4,095 万 4,000 円増、2 節. 特別交付金において、結核精神及び未就学児等への特別事情による特別調整交付金 1,153 万 8,000 円増はあるものの、県繰入金 2,401 万 9,000 円減によるものであります。

16 ページをお願いします。10 款 1 項 1 目. 一般会計繰入金 709 万 8,000 円増は、2 節. 職員給与費等繰入金 485 万 1,000 円減及び 4 節. 財政安定化支援事業繰入金 1,508 万 6,000 円減はあるものの、保険税軽減分の増に伴う 1 節. 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分) 2,044 万 4,000 円増及び 7 節. 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分) 635 万 1,000 円増が主な要因です。

20 ページをお願いします。12 款 4 項 7 目. 歳入欠陥補填収入 3,826 万 4,000 円増は、歳入 1 款. 国民健康保険税 2,609 万 6,000 円の減及び県から示されます歳出の 3 款. 国民健康保険事業費納付金 2,356 万 3,000 円の増による歳入歳出の不足額が主な要因であります。

引き続き、歳出についてご説明いたします。24 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目.

一般管理費 2,019 万 4,000 円減は、10 ページで説明しました 12 節. 国民健康保険システム改修委託料 241 万 6,000 円増はあるものの、人件費等 2,190 万 4,000 円の減が主な要因であります。26 ページをお願いします。1 款 2 項 2 目. 保険税収納率向上特別対策事業費 152 万円の増は、会計年度任用職員制度移行によるものであります。

28 ページから 29 ページにかけてです。2 款 1 項 1 目. 一般被保険者療養給付費 3,391 万 8,000 円増及び 2 款 2 項 1 目. 一般被保険者高額療養費 1,650 万 7,000 円増は、県が推計しました療養費の増によるものであります。

33 ページから 35 ページです。3 款. 国民健康保険事業費納付金 2,356 万 3,000 円増は、県が示す国民健康保険事業費納付金の増によるものです。

37 ページをお願いします。6 款 1 項 1 目. 特定健康診査等事業費 414 万 6,000 円増は、12 節. 委託料において、特定健診未受診者対策事業委託料 371 万 2,000 円皆増が主な要因です。過去 3 年分の健診データ、問診や健診数値等ですが、そのデータやレセプトデータをもとに A I で分析を行い、個人の行動心理に沿った受診勧奨資材の作成、通知を行う事業で、受診率の向上を目的としております。38 ページをお願いします。6 款 2 項 2 目. 疾病予防費 61 万 3,000 円減は、18 節. 負担金、補助及び交付金において、「はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧」に係る施術利用券の交付枚数を 1 人年間 12 枚から 6 枚へ変更したこと及び骨粗しょう症健診補助金を廃止したことによるものであります。以上が、令和 2 年度南風原町国民健康保険特別会計予算の概要です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。8 番 照屋仁士議員。

○8 番 照屋仁士君 それでは順を追って何点か質疑をしたいと思います。まず歳入 8 ページであります。これは保険税 2,147 万 9,000 円の減ですけれども、保険者数の減が要因ということでありました。この減はわかるのですが、なぜ減になっているのか。例えば社会保険加入者がふえたとか、ほかにどういうのが考えられるのでしょうか。人口はふえていますから、推定される減の要因というのが、推測なのかわかりませんが、わかれば教えてください。

そしてもう 1 点、この保険税、令和元年度、平成 31 年度に、4 月 1 日から保険料の値上げをされました。私の記憶では、値上げはあと 1 回やる予定だったかと記憶しておりますけれども、値上げが今回されていません。以前、値上げのときは 12 月議会ぐらいでやって、そして 4 月から値上げということだったのですが、なぜ値上げがなくなったのか。その辺を教えてください。あと 1 点、2 目の退職被保険者国民健康保険税がなくなりますけれども、振り返りで、どんな制度だったのか、あわせて教えてください。

次に歳入 20 ページ、歳入欠陥補填収入ですけれども、1 億 7,469 万 3,000 円ということで、足りない分を入れる項目だと理解していますが、先ほどの値上げとの絡みで、この足りない分をどうするのか。昨年度の単年度赤字分とも読み取れますけれども、その辺の中身を

教えてください。

次に 28 ページから 29 ページ、そして 33 ページまでになるかはわかりませんが、医療給付費です。これは、県の国保連合会でまとめて数字は出てくるとは思いますけれども、やはり医療費ですので、高額療養費にしても伸びている要因とか、こういった状況かわからないと健康づくりとか対策が打てない。実際に対策をするのは町がやると思いますので、その中身はどのように分析されているのか。もしくは、その対策は県が立てるのか。市町村がやるのか。その辺もあわせて教えてください。今のは 28 ページと 29 ページの高額療養費。そして 33 ページの一般被保険者医療給付金、この辺まで教えてください。

次に 44 ページです。今回職員が、先ほどあったように保健福祉課から国保年金課に異動するに伴って、ここでも 18 人から 8 人になるわけですね。総務費のところでも、人件費の減額等がされていますけれども、もともと国保財政というのは赤字なわけですね。これで人件費が異動によって変わるのであれば、なぜ前もって、例えば人だけでも異動させて、国保財政をよくするとか、そういったこともできたのではないかと。さきに、きのう質疑をした際には、業務内容とか健康づくりにおいては、国保も国保ではない人も対象でやっているということがありましたけれども、この国保の財政というのは、もう一方で見れば一般会計から繰り出して補てきしてきたわけですから、この人件費の移動によって財政規模が変わるといふことであれば、なぜもっと早くやらなかったのかという見方もできるわけです。そういったところと、もう一方で 8 人に変更するわけですね、業務が国保年金課に変わるだけということですが、逆に言えば、もう一方違う意味で言えば、保健福祉課にはどんな業務が残るのですか。その辺、国保会計と関連するのかどうかあれですけども、人事の異動の関係ですので、ほかにも地域包括ケアとか、いろいろ 2 階でやっていた部分があるかと思うしますので、その辺をあわせてご説明いただければと思います。以上、お願いします。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。まず 1 点目の保険税の減の要因ということで、被保険者数が減になったことによる税の減ですが、被保険者数の減になっている、これは議員がおっしゃるように、社会保険への加入が要因でございます。社会保険への加入のハードルが下がってきておりますので、パートの方でも社会保険に入っていけるような形になっていきまして、国保加入者が社会保険に異動していった。それが一番大きな要因です。

それから次に税率改正についてということで、令和 2 年 4 月 1 日からなぜないのかということですが、前回、税率改正のときも申し上げていますように、常に我々は税率改正を視野に置きながら、状況を見て分析しながら検証していくというふうに答弁しております。では、いつ税率改正しなければいけないとなったときには、当然前もって、例えば 12 月定例会に上程して、翌年の 4 月 1 日からということになりますので、ことしの 4 月 1 日に上程していないということは、今年度の改正はないと。ただ、次年度に向けては、今年

度もまた、要するに令和2年度中もしっかり検証していきますので、そういった中で、我々は常にそこを検証しながら、適正な税率の部分を試算しながらやっていくということでございます。

それから退職者医療制度というものは、通常民間で働いていましたら60歳で定年を迎えると。元気なうちは民間の保険制度、定年してから国保に入ってくる。医療費がかかる年齢になって国保に異動してくるという部分で、この部分にかかる医療費については、国保の負担が大きくなるということで、企業のほうから拠出してそういった医療費を賄うという制度でしたが、今度はこれが前期高齢者医療制度に変わりまして、段階的に退職者医療制度は加入者を抑えていって、制度は終わりという、最終年度になったということで加入者がいなくなったということでございます。

次に20ページの歳入欠陥補填収入の件で、補?はどうするかとか、値上げというか、今回、令和2年度では税率の改正はしておりませんので、この部分は単年度の赤字ということになります。これまでと同じで、この部分に関しては、令和2年度の決算時点で翌年度からの繰上充用で補?するのか、あるいは一般会計からの法定外繰入でやるのかという部分は、また今後検討していくところでございまして、この金額はこの年度の現時点で想定している単年度赤字という部分になります。

それから次に歳出の保険給付費の伸びの状況ということでございまして、国民医療費は毎年伸びていく状況。これは、一番大きいのは高齢化の進展という部分でありまして、国保の保険給付費、国保加入者は今回減少していますが、その減少の中でも保険給付費が伸びる要因という部分は、国保加入者の中で、年齢構成が前期高齢者の割合がどんどん多くなっていっているということが一番の要因でございます。国保加入者の中の割合が、若い方がだんだん少なくなって、若い方は社会保険に行きますが、前期高齢者の加入割合がどんどんふえていっている状況でありまして、おのずと、医療費がかかるという方々の人数がどうしても多くなりますので、全体的には保険給付費がふえていっているということでございます。これは、南風原町だけの特徴ではなくて、全県的に言える部分です。

それから44ページの人件費についてということでございますが、職員の人件費については、国保の業務に携わる職員の人件費については特別会計からとなりますが、その部分は全て一般会計から繰り入れということになりますので、人の異動によって、国保財政全体での赤字には影響しないということになります。この異動によって、この分は一般会計で持とうとか、この分は国保会計で持とうとか、そういうことではないということですが、やはり国保の事業に係る職員は国保の特別会計に計上して支出するのですが、その分は全部一般会計から繰り入れてやるということでございます。

保健福祉課から健康づくり班が国保に行きますが、保健福祉課のほうはどうなるかということですが、保健福祉課には、それ以外に高齢者福祉、それから障害者福祉という業務がありますので、その業務が残るということです。高齢者福祉には地域包括支援センターがございまして、高齢者、障害者の部分に、これまではこれプラス町民の健康づくりということ

でしたが、健康づくりを国保に異動して、今度は障害者支援、高齢者支援等、そういった部分にしっかり取り組んでいくということになります。以上でございます。

〔照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前 10 時 31 分）

再開（午前 10 時 31 分）

○議長 知念富信君 再開します。民生部長。

○民生部長 知念 功君 申しわけございません。答弁が漏れておりました。保険給付費の伸びに対して、医療費の伸びに対しての対策ということで、これは実際、それぞれ市町村が対応します。ただ、県も一緒になってやるということです。いろいろな保健事業がありますので、しっかりその保健事業に取り組んで、医療費の適正化につなげていくということで、これは連携して取り組んでいくということになります。

○議長 知念富信君 8 番 照屋仁士議員。

○8 番 照屋仁士君 まず、最初の 8 ページの保険税のところと、先ほどの歳入欠陥補填収入のところは少し関連しますけれども、答弁では保険税の税率改正については、これから県が事業主体となって全体のバランスを整えていくわけですが、昨年、税率改正のときに議論した中身でいくと、要するに適正な税率までまだ差があると。県所管が平成 35 年でしたか、令和 5 年になるのかと思いますけれども、それまでに今言った 1 億 7,000 万円の単年度赤字も含めてクリアしないといけないという内容でした。値上げの幅についても、昨年度の議論ではちょっと性急過ぎないかと。二段階というのは大きくないかと。要するに均等割のほうがふえたわけですから、その税率改正の仕方についてもさまざまな議論がありました。去年は上げて、ことしはしないということであれば、簡単に言えば単年度赤字の幅は変わりますけれども、赤字解消までの税率というのは、ことし上げないことによって赤字がふえるかもしれないし、この幅が減る割合が減るわけですね、簡単に言うと。だからその辺の計画というのが、去年説明した内容とちょっと違うのかなと私は思います。当初で言えば、5 年で標準化してやっていくべきではないかという意見もありましたし、それよりも赤字が出ないために、素早くやるんだと、前倒しで赤字を解消するんだという執行部の説明だったと理解しているわけです。その辺で行くと方針転換なのか、それとも思ったよりも赤字が出なかったのか。もしかしたら、上げなくても標準化するのか。1 億 7,000 万円の埋め方に

よっても私は変わると思うわけです。もちろんやってみないとわからないところは、医療費ですのであると思いますけれども、そこも含めて方針転換をしたのか、どういう分析をされたのかを再度お答えください。

次に、先ほどの 28 ページから 33 ページまでの給付費ですけれども、確かに健康づくりは、市町村だけではなくて分析する側の県も連携してというのはわかるのですが、でも実際の、税を徴収して直接町民とかかわる、そういった傾向は県全体でわかるのかもしれませんが、市町村の状況というのは、市町村もわからないといけないわけですね。医療機関の数とか、高額療養費が高いとか。特に高齢化が原因と言っていますけれども、高齢化の高い市町村と比較的低い市町村、それぞれ市町村特性はあるわけです。そういったことも含めた分析とか対策というのは、ある程度単一、県統一的な対策と、市町村でもう一步踏み込むとか、そういったことが私は求められるのではないかと思います。去年の税率改正のチラシでは、かかりつけ医を持ちましょうとか、特定健診を必ずみんな受診しましょうとか、特に保健指導なんかは個別個別の、人に合わせた保健指導をしていますよね、現在は。ですので、やはり医療費をどう抑えていくかというのは、市町村によって、全県的なものと南風原町の方針というのはあってしかるべきだと思うわけですが、その辺を少し補足してお答え願いたいと思います。職員のところは、職員数に係る経費については一般会計から入ってきているので、プラスマイナスゼロで差はないという理解をしましたけれども、そういうことでよろしいですかという確認ですので、よろしければ再度お願いします。以上、お願いします。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。3 点目のご質問はそのとおりでございます。

そして 1 点目の方針転換ということでございますが、全くそういうことはございませんし、これまでの説明も、何も変わっている部分はございません。県が令和 6 年度に、県全体の税率の統一に向けて目標としているところに対して、かなり現行の税率とは差がありますので、当然段階的に、そこは県の標準税率に向けて上げていかないといけない。その中で毎年上げるのか、段階的に上げていくのか。常に毎年検証しながらやっていくと。ことしについては検証している中で、税率改正は、今回は行わなかったという部分は、県全体の中で前期高齢者交付金が毎年伸びていっています。沖縄県全体での医療費の総額を出して、それに対してどれだけの公費が入ってくるか。残りを税で賄うということになります。この前期高齢者交付金の増が見込まれていく中においては、税で賄う部分がどれだけ伸びていくのかという部分がはっきり見えてきませんでしたので、我々としても、それに伴う事業費納付金がここまで上昇してくるのかどうか、その辺は見えない状況でしたので、一旦税率を改正して、まだ差があるというのを把握しながらも、税統一に向けてですので、全市町村、近隣の町村とかも含めて税率の状況を見ながらですので、今、我々南風原町はこの 3 方式で課

税している市町村の中ではちょうど中間の位置ぐらいですので、そこも見ながら、一気に上げるのではなく、段階的にしていこうという考えで、方針は何も変わっておりません。

それから保険給付費についてですが、今も現状は全てデータを分析して取り組んでいくという実態です。医療機関でのレセプトも全部電子化されていますので、データベースでもっていろいろな方の体の状況を見ながら、どのような保健指導とか、対策をとったらいのかということをやることになっておりまして、そういった部分では、情報も連携しながら、国保連合会と連携しながら分析を行って、対策をとっていく。今一番重点にしているのが糖尿病の重症化対策ということで、町では、保健師がそれぞれ予備軍の方とか、そういった方々を把握して、個別で指導も行いながら、また全体的な部分ではそういった部分の啓発とかをやっている状況で、一番わかりやすいのは、例えばテレビのコマーシャルで、歩かない沖縄県人ということで、野球でヒットを打った後にセグウェイで一塁とかタクシーで一塁、あれも県との連携による広報活動、一つの保健事業の取り組みでありまして、こういった広報活動もしながら、一方では保健師がしっかり一人一人の対策をとっていつている状況でありまして、きのう、一般会計のほうで上程しました高齢期の総合保健モデル事業、あるいは後期と介護の一体しての事業とか、全て医療費適正化につなげていくような事業でありまして、そういった部分に取り組んでいつているところでございます。以上でございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 県の単位化に伴って、この何年かの税率とか制度はありますけれども、やはり私たちが主張しているのは、保険税というのはどちらにせよ、町民にとって、国保加入者にとっては大きな負担です。県単位化になろうとも、やはり部長が今言った、一人一人に合った健康対策と言っているわけですから、やっていることをはっきり主張しながら、県単位化になってもこの国保に関しては、南風原町はしっかり対策をしているので、県の税率よりも給付は少ないんだと。これ以上、保険税を上げなくて済むんだというような対策、そういう姿勢が私は求められると思いますので、是非とも値上げをせずとも、健康づくり対策で給付を抑える、そういったことをどの市町村に先駆けてやっていただきたいとお願い申し上げて、質疑を終わります。

○議長 知念富信君 ほかにございませんか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 今の照屋仁士議員とのやりとりの中で、前期高齢者の関係の交付金が伸びているという話ですけれども、これまで市町村に入っていたのが、今は県単一化になって県のほうに入るのではないですか。そうすると、南風原町分がこれぐらいだからということで、県に納付する額が減ったり影響が出るとか、そういうことがあるのですか。この前期高齢者の関係で。それともそのまま県を回ってくるということなのか、その辺をお聞きし

たいと思います。

それともう一つは、37 ページの特定健診未受診者対策事業委託料 371 万 2,000 円の皆増となっているのですが、これは新規事業なのですか。財政のこれには項目が見当たらないものですか。それとも、私はこういう対策事業をやっていたと思うのですが、委託することが皆増になったのか。こういう事業をこれまでやっていたのに、そういうことなのか。その辺を説明してもらえませんか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 1 点目のご質疑ですが、県単位化になりまして、まず県は、県全体での保険給付費、要するに病院にかかった医療費を推計して、これに充当する金額として、国の交付金等、これは全部県に入ります。前期高齢者も含めて。ですから、かかる医療費の総額に入ってくる公費を差し引いた残りを事業費納付金で賄うという形ですので、残った分をそれぞれの市町村の医療費指数、所得指数、そういった係数を使ってそれぞれの市町村に、事業費納付金の額を決定していくという仕組みでございます。ですからそういった交付金、公費ですね、国からの交付金、療養給付費交付金とか、前期高齢者交付金、これは県にまとめて入ります。県全体の歳出に対して、こういった公費の歳入がありますから、それを差し引いた残りの部分に対して、市町村に割り振っていくということになります。

2 点目のご質疑については課長からご説明いたします。

○議長 知念富信君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。37 ページにあります受診勧奨ですけども、新規事業になりまして、実は今、那覇市とか宜野湾市は取り組んでいるのですが、過去 3 年間分の健診データ、受診データ等を連合会でデータを集計しまして、AI を用いてその人なりのタイプを 4 つに分けまして、例えばそのタイプごとに、この人に合った内容の受診勧奨資材、はがきの内容を送って、受診率向上に努めていくという、令和 2 年度からの新規事業になります。以上です。

○議長 知念富信君 14 番 宮城寛諄議員。

○14 番 宮城寛諄君 国から県のほうに入ってきて、その分は全県の市町村からの納付は抑えられるというのはわかるのですが、各市町村の前期高齢者の数というのは、全く関係ないということなのか。南風原町は少ないとか、与那原町は多いとか、どこそこは多いとか、今までは比例によって各市町村に入ってきたはずだけれども、各市町村の国保の会計に入ってきたわけだから、各市町村の財政の問題がかかってくるわけですね。今回は県に全部

行くから、県のほうでトータルしてやるので、各市町村の前期高齢者の数は関係ないと。全く加味されないということなのではないでしょうか。その点をお聞きします。

それからもう一つ、先ほど新規事業ということだったのですが、財政総括概要のほうで一覧表があるのですが、そのことが新規事業と特に入っていないものですから。皆増と言うから新規事業かと思ったのですが、調べたらないものですから。これまでも、A I を使ったり、3年分の過去のデータ云々というのは、中身はわかりませんが、しかし、未受診者に対しての対策事業というのを皆さん方はやっていたわけでしょう。未受診者に対して全く対策をやっていなかったというのはおかしいことですし、やっていたと思います。それが委託したらそうなのかなと感じました。新規ということは、A I を使ったりしてレベルアップするという話なのか。その辺をどのようにするのか、お願いします。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず、前期高齢者交付金の件ですが、これは県単位になりましたので、先ほどから申し上げていますように、国からの交付金、公費についてもプールで県が試算します。県は、市町村へは、まず市町村が病院に支払いをする給付費は100%県から交付されますので、その分は全部市町村は支払えるわけです。ただ、市町村の前期高齢者の加入割合とか、そういった部分で市町村に交付するとかそういった部分はありません。市町村が県に納める事業費納付金の算定において、それぞれの市町村の医療費指数、それから所得係数、これを県が事業費の試算をするときに使う指数で、つまり医療費指数というのは、それぞれの市町村の医療費の状況を分析して、医療費指数という形で事業費納付金に反映させていくと。所得係数もそれぞれの市町村の所得の状況によってその係数が示されてきます。そういった形で、個別に市町村に、高齢者が多いから交付金がこう来るとか、そういう仕組みではございません。一旦全体で見て、それから足りない分を市町村から納めてもらうのですが、その納めてもらう部分には市町村ごとの医療費の状況と所得の状況が一番大きく影響するという状況です。今後は、税の統一に向けては、こういった医療費指数という部分、医療費の工程がありますので、それを公平にしていくという取り組みになっていきます。南風原町のような都市部の病院、医療機関が充実しているところは、どうしても医療費指数が高くなっていく状況でありますので、現状では事業費納付金が高く出てくる町になっております。我々としては、できるだけ早く税の統一に向けて、こういった医療費指数の部分をみんなで見るという形で県には要請しているという状況でございます。

それから先ほど新規事業に入っていないということでございますが、この資料の部分は一般会計のみでございまして、これは特別会計でございまして、済みませんが、この概要説明の中で新規事業ですという説明でございます。

未受診者の方に関しましては、これまでも取り組みをしてきております。受診勧奨という

ことで、電話勧奨をしたり、補助員をつけて各字の受診勧奨等をやっていますが、今回の部分はＡＩを活用しての部分ですが、個人個人のこれまでの受診の履歴とかそういった部分をＡＩで分析して、例えばこの方は頑張り屋さんだとか、心配性だとか、甘えん坊だとか、そういう個別の性格とかをＡＩで分析して、そういう方に合ったようなアプローチ、通知をしていくという取り組みでございまして、ことしの１月ごろ、新聞にも大きく載っていましたが、宜野湾市が最初にこの取り組みをして、いろいろな取り組みで受診率向上につなげていきたいということで、我々も補助を受けて、この事業に取り組むということでございます。以上です。

○議長 知念富信君 14 番 宮城寛諄議員。

○14 番 宮城寛諄君 この資料の件、失礼いたしました。表題に一般会計と書いてありました。民生部のことがいろいろ書いてあるものですから。

それで、今のＡＩを利用した過去３年分の分析を行うという、個人の行動心理云々の説明がありましたけれども、このデータというのは受診した人のデータでしょう。受診していない人のデータはないわけでしょう。そうすると未受診者の対策事業というのは、受診者の皆さん方の行動を見て、未受診者は何で受診をしないのかという対策を打つわけですか、皆さん方は。その辺がよく理解できないところですけども。もう少し説明をお願いします。

○議長 知念富信君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。受診者に対してもタイプごとに勧奨しますし、受診歴がない方に対しても特別な勧奨資材でもって受診勧奨をすることになります。この３年間の受診歴を見ての分析で、なかったらなかったなりの勧奨となります。以上です。

○議長 知念富信君 ほかにございますか。3 番 岡崎 晋議員。

○3 番 岡崎 晋君 総務民生委員会の所管ですけども、ここでは２つ、基本的なことを教えていただきたいと思います。まず、これまでも触れられている 20 ページの 7 目の 1 億 7,400 万円の歳入欠陥補填収入は、私のこれまでの理解だと、これの解消方法は一般会計からの繰り入れ、あるいは翌年度からの繰上充用、そして基金からの繰り入れ、この３つの赤字解消の手法があるかと思うのですが、去年、平成 30 年度には 1 億円の基金からの繰り入れをしていましたか、たしか。これを確認してほしいです。この３つの手法以外に赤字の解消方法があるのかということをお願いしたい。

２つ目に、きのういただいた第三次財政健全化計画の 11 ページ、19 ページにも同じ資料があるかと思うのですが、一番下の国保についてのシミュレーションがございます。これの

読み方を…、ごめんなさい、11 ページと 19 ページはちょっと違って 있습니다ね。11 ページについて、今年度予算とも関連があるので、シミュレーションの見方、どう読み取ればいいのか解説していただければと思います。お願いします。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず 1 点目の歳入欠陥補填収入 1 億 7,469 万 3,000 円の解決策、この部分の極端なお話しをすれば、税率の改正でもっての解消方法です。これはすぐ実現とかではないですが、解消方法の一つとしての部分です。2 点目は、一般会計からの繰り入れ。要するに一般会計からの繰り入れということは、財政調整基金を取り崩しての繰り入れ、基金からの繰り入れというのは、一般会計から入れるということの繰り入れ。3 点目の繰上充用という部分では抜本的な解決にはなりませんので、赤字を次の年に送るということになります。解決策としては、一般会計からの法定外繰入ということになります。

財政シミュレーションにおける国保特会への法定外繰入ということのシミュレーションの部分でございますが、この 11 ページについては現行の実計ベースでの試算です。平成 30 年度決算において、下のほうの国保のところを見ますと 3 億 8,700 万円という数字がございまして、これが先ほど申し上げました一般会計からの繰り入れです。繰り入れを行いました。なお、繰り入れを行っても、下の三角の欄です。4 億 9,411 万 8,000 円、これだけの赤字が国保は残っていますということになります。次に隣の令和元年決算見込みに行きますと、この繰入額がゼロとなっています。3 億 8,700 万円の隣がゼロとなっています。繰り入れを行わなかった場合は、このまま令和元年の単年度赤字も積み上がって、最終的に令和元年の決算見込みでは国保の赤字は 6 億 5,561 万 4,000 円になりますということになるわけです。そういった形で、一般会計からの繰り入れがゼロで行きますと、国保の赤字は、一番下の欄になりますが 6 億 5,561 万 4,000 円、8 億 1,070 万 1,000 円という形で、赤字額がどんどんふえていって令和 4 年度には 11 億 2,245 万 3,000 円になってしまうというシミュレーションです。税率も上げないそのままの状況で行った部分です。19 ページは、そういった状況のシミュレーションをして、そういった状況を踏まえて、この中にあります、このままではこういう状況になりますので、いろいろな取り組みをやっていって、19 ページの財政健全化計画になっていっているということでございます。以上でございます。

済みません、19 ページについて少しご説明を申し上げます。先ほどのシミュレーションでは一般会計からの繰り入れが令和元年度から全然ないという状況のシミュレーションです。いろいろな取り組みをしていくということで、財政健全化計画はどうなるかという部分では、19 ページの令和元年度決算見込みをごらんください。ここの下の欄の国保のところは繰入額ということで、この時点では 6 億 5,561 万 4,000 円を繰り入れる計画をしています。そうすることによって、赤字が一旦、令和元年度決算見込みでゼロになります。

国保のこれまでの累積赤字を解消するということになります。令和元年度決算です。この時点での試算ですので、令和２年度については、また一般会計から１億 5,508 万 7,000 円を繰り入れて、単年度赤字を解消するということで、毎年度そういう形をとっていくシミュレーションになっておりまして、そうすることによって一般会計からの繰り入れで、国保については赤字が生じないというシミュレーションです。しかしながら、毎年これだけ一般会計から繰り入れていくということは、これが健全な財政運営ではないという部分でありますので、ここは毎年検証しながら、この計画にもありますように、国保税については常に検証しながら、改正を必要なときに実施していくということになります。

○議長 知念富信君 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。
暫時休憩します。

休憩（午前 11 時 02 分）

再開（午前 11 時 12 分）

○議長 知念富信君 再開します。

先ほど審議しました議案第 20 号 令和２年度南風原町国民健康保険特別会計予算については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第 6．議案第 21 号 令和２年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算

○議長 知念富信君 日程第 6．議案第 21 号 令和２年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 21 号 令和２年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算 令和２年度南風原町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算）第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 1,430 万 5,000 円と定める。2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。（一時借入金）第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000 万円と定める。（歳出予算の流用）第 3 条 地方自治法第

220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第 21 号 令和 2 年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算の概要をご説明いたします。まず、2 ページから 3 ページ、第 1 表歳入歳出予算について、令和 2 年度の予算総額は 3 億 1,430 万 5,000 円で、前年度に比べ 1,656 万 9,000 円 (5.6%) の増となっております。

歳入についてご説明いたします。7 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目、特別徴収保険料 1,273 万 8,000 円増、2 目、普通徴収保険料 537 万 3,000 円増は、被保険者数及び基準所得額がふえたことによるものです。令和元年 10 月末時点で後期高齢者医療広域連合が算出した保険料調定額に平成 30 年度収納率を乗じ算出しております。

9 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目、一般会計繰入金 154 万 6,000 円減は、2 節、保険基盤安定負担金 (保険料軽減分) 112 万 8,000 円増があるものの、職員の異動に伴う 1 節、事務費等繰入金 267 万 4,000 円減によるものです。

引き続き、歳出についてご説明いたします。15 ページ、1 款 1 項 1 目、一般管理費 306 万 2,000 円の減は職員の異動に伴う一般職員給与等の減が主な要因です。

17 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金 1,956 万 4,000 円増は、歳入の 7 ページでご説明しました徴収保険料の増が主な要因です。以上が、令和 2 年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算の概要です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 21 号 令和 2 年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第 7. 議案第 22 号 令和 2 年度南風原町下水道事業会計予算

○議長 知念富信君 日程第 7. 議案第 22 号 令和 2 年度南風原町下水道事業会計予算についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前 11 時 19 分）

再開（午前 11 時 19 分）

○議長 知念富信君 再開します。

暫時休憩します。

休憩（午前 11 時 20 分）

再開（午前 11 時 20 分）

○議長 知念富信君 再開します。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 22 号 令和 2 年度南風原町下水道事業会計予算（総則）
第 1 条 令和 2 年度南風原町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。（業務の
予定量）第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。（1）排水戸数 9,363 戸。（2）年間
総排水量 237 万 1,064 立方メートル。（3）1 日平均排水量 6,496 立方メートル。（4）主
要な建設改良事業 1 億 2,262 万 8,000 円。（収益的收入及び支出）第 3 条 収益的收入及び
支出の予算額は、次のとおりと定める。収入 第 1 款 下水道事業収益 4 億 6,456 万 8,000
円、第 1 項 営業収益 2 億 3,450 万 2,000 円、第 2 項 営業外収益 2 億 2,596 万 2,000 円、
第 3 項 特別利益 410 万 4,000 円。支出 第 1 款 下水道事業費用 5 億 6,677 万 7,000 円、
第 1 項 営業費用 5 億 1,814 万円、第 2 項 営業外費用 4,491 万 3,000 円、第 3 項 特別
損失 352 万 4,000 円、第 4 項 予備費 20 万円。（資本的收入及び支出）第 4 条 資本的収
入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的收入額が資本的支出額に対し不足す
る額 158 万 2,000 円は、引継金 158 万 2,000 円で補てんするものとする。）収入 第 1 款
資本的収入 2 億 7,374 万 6,000 円、第 1 項 企業債 6,300 万円。第 2 項 補助金 5,883 万
円、第 3 項 他会計補助金 1 億 5,190 万円、第 4 項 長期貸付金償還金 1 万 6,000 円。支出
第 1 款 資本的支出 2 億 7,532 万 8,000 円、第 1 項 建設改良費 1 億 2,262 万 8,000 円、
第 2 項 企業債償還金 1 億 5,190 万円、第 3 項 長期貸付金 60 万円、第 4 項 予備費 20
万円。（特例的收入及び支出）第 4 条の 2 地方公営企業法施行令第 4 条第 4 項の規定によ
り、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払い金の金額は、それぞれ

3,506 万 1,000 円及び 1,461 万 3,000 円である。(企業債) 第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的 下水道整備事業債 限度額 6,300 万円。以下の起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであります。(一時借入金) 第 6 条 一時借入金の限度額は、4 億 1,000 万円と定める。(予定支出の各項の経費の金額の流用) 第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失との間。(2) 建設改良費及び企業債償還金との間。(議会の議決を経なければ流用することができない経費) 第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1) 職員給与費 4,952 万 7,000 円。(他会計からの補助金) 第 9 条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1 億 9,986 万円である。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 議案第 22 号 令和 2 年度南風原町下水道事業会計予算について、概要をご説明いたします。南風原町下水道事業については、令和 2 年度より公営企業法の一部を適用し、地方公営企業会計へ移行することから予算書を変更しております。なお、財務諸表等の作成に当たっては、地方公営企業会計基準を適用しております。

初めに、予算書 1 ページの「令和 2 年度南風原町下水道事業会計予算」の第 2 条業務の予定量から説明いたします。1 ページ、先ほどの第 2 条の 1 号から 3 号は、副町長の提案でありましたので割愛します。4 号の主要な建設改良事業としまして、昨年に引き続き与那覇地内、津嘉山北土地地区画整理事業地内及び津嘉山中央線周辺の汚水整備、照屋地内の雨水整備を予定しております。

次に第 3 条収益的収入及び支出の予定額について説明いたします。収益的収支は、1 年間の営業活動で管理運営にかかる料金などの収益と収入を得るために必要となった費用をあらわしております。予算に関する説明書の 3 ページをお開きください。事業収益の主なものとしましては、第 1 項営業収益の 2 億 3,450 万 2,000 円で収入総額の 50%を占めており、内訳は、1 目. 下水道使用料 2 億 1,100 万 7,000 円として現年度の公共下水道使用料 2 億 686 万 3,000 円(対前年度 322 万円、1.6%増)、農業集落排水使用料 414 万 4,000 円(対前年度 8 万 5,000 円、2.1%の増)となっております。2 目. 他会計負担金 2,213 万 1,000 円は、一般会計からの補助金で特別会計時の一般会計からの繰入金で、そのうち営業収益に係る繰り入れ分になります。3 目. 国庫補助金等 70 万 1,000 円は、下水道接続促進事業費補助等です。4 目. その他営業収益 66 万 3,000 円は、下水道敷占用料及び排水設備指定店登録手数料等です。第 2 項営業外収益の 2 億 2,596 万 2,000 円は、主に長期前受金戻入です。内訳は、1 目. 受取利息 2,000 円は、町預金利息です。2 目. 他会計補助金 2,582 万

9,000 円は、一般会計からの補助金で特別会計時の一般会計からの繰入金で、そのうち営業外収益に係る繰り入れ分になります。3 目．長期前受金戻入 2 億 1 万 7,000 円は、減価償却する資産に対する財源であった補助金等を毎年「長期前受金戻入」として収益化をすることになっています。6 目．雑収益 11 万 4,000 円は、主に農業集落排水事業の太陽光発電による雑入です。第 3 項特別利益 410 万 4,000 円は、3 目．その他特別利益の消費税還付金です。

次に収益的支出として事業費用 5 億 6,677 万 7,000 円を計上しております。支出の主なものは、第 1 項営業費用として 5 億 1,814 万円で支出総額の 91%を占めており、内訳は、1 目．管きょ費 868 万 6,000 円で下水道維持管理費 768 万 6,000 円と集落排水維持管理費 100 万円の計上です。2 目．処理場費 1,042 万円は、神里地区污水处理施設維持管理費です。3 目．普及促進費 140 万円は、下水道接続促進事業補助金です。4 目．総係費 6,620 万 8,000 円は、職員給料等 4,675 万 8,000 円と徴収委託料等 1,945 万円です。5 目．流域下水道維持管理負担金 1 億 3,221 万 5,000 円は、県污水处理場への維持管理負担金です。6 目．減価償却費 2 億 9,921 万 1,000 円は、管路等の構築物、污水处理場の建物・機械装置等、流域下水道建設に係る無形固定資産の減価償却費で、特に構築物の減価償却費が 2 億 6,448 万 3,000 円と 88%を占めております。第 2 項営業外費用 4,491 万 3,000 円は、利子償還金で一時借入金利子分 54 万 8,000 円、公共下水道事業分 3,563 万 2,000 円、流域下水道分 749 万 8,000 円、公営企業分 27 万円、農業集落排水事業分 96 万 5,000 円です。第 3 項特別損失 352 万 4,000 円は、公営企業会計移行に伴い初年度だけ職員の賞与・共済費の前年度対応分を損失として計上しております。

次に、第 4 条の資本的収入及び支出の予定額についてご説明いたします。4 ページをお開きください。資本的収支は、建設事業に伴う設計業務、磁気探査等の委託、下水道管路布設工事等に係る収入とその支出をあらわしています。資本的収入としては、2 億 7,374 万 6,000 円を計上しております。第 1 項企業債 6,300 万円は、1 目．建設改良等企業債として公共下水道事業債の未普及解消下水道事業分が 1,780 万円、浸水対策下水道事業分が 2,120 万円、流域下水道事業債が 2,400 万円の計上でございます。第 2 項補助金 5,883 万円は、1 目．国庫補助金が浸水対策下水道事業の社会資本整備総合交付金 3,000 万円、2 目．県補助金が未普及解消下水道事業の沖縄振興公共投資交付金 2,508 万円と農業集落排水事業補助金 375 万円の計上でございます。第 3 項他会計補助金 1 億 5,190 万円は、建設改良に係る一般会計からの下水道事業会計負担金等として公共下水道 1 億 4,725 万 8,000 円、農業集落排水事業 464 万 2,000 円の計上です。第 4 項長期貸付金償還金 1 万 6,000 円は、貸付金元利収入の計上でございます。

次に資本的支出は、2 億 7,532 万 8,000 円を計上しております。第 1 項建設改良費 1 億 2,262 万 8,000 円は、未普及解消下水道建設改良費 4,306 万 2,000 円（対前年度 3,075 万 1,000 円、42%の減）、浸水対策下水道建設改良費 5,040 万 5,000 円（対前年度 1 億 4,995 万 3,000 円、75%の減）、流域下水道建設改良費 2,416 万 1,000 円（対前年度 1,478 万円、

38%の減)、農業集落排水建設改良費は前年度と同じく 500 万円の計上でございます。第 2 項企業債償還金 1 億 5,190 万円は、建設改良費に充てるため過年度に借り入れた企業債の元金償還金として公共下水道事業分 1 億 1,766 万 6,000 円、流域下水道分 2,823 万 9,000 円、公営企業会計分 135 万 3,000 円、農業集落排水事業分 464 万 2,000 円の計上でございます。第 3 項の長期貸付金 60 万円は、水洗便所改造等貸付金の計上でございます。以上のとおり、資本的収入・支出についてご説明しましたが、資本的収入額が資本的支出に対し不足する 158 万 2,000 円は、引継金で補?を予定しております。

2 ページの第 5 条から第 9 条までの説明については、先ほどの副町長からの提案理由のとおりでありますので、省略させていただきます。第 9 条の補足の説明をします。公共下水道事業分の一般会計からの負担金は、前年度より 2,542 万 5,000 円の増となっております。主に歳出において、元利償還金 648 万 4,000 円の増と、職員 1 名増にかかる給与等 861 万 3,000 円増の歳出増、歳入での公営企業会計適用債 530 万円の減など、歳入減によることで負担金の増となっております。また、農業集落排水事業分の一般会計からの負担金については、前年度より 59 万 9,000 円の増となっております。主な理由は、歳入において県補助金が 50 万円の減、歳出で光熱水費の前年度実績見込みによる増などにより、一般会計負担金の増となっているものです。

3 ページ以降につきましては、予算に関する説明書となっておりますので、お目通しくださるようお願いいたします。以上が令和 2 年度南風原町下水道事業会計予算の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。3 番 岡崎 晋議員。

○3 番 岡崎 晋君 私、多分聞き漏れてしまったと思うのですが、4 ページでは赤字になる 158 万 2,000 円は引継金で補?するということでした。この引継金は、その前の 3 ページは 1 億 200 万円の赤字になります。これの補?はどうかさるのですか。多分私、聞き漏れたと思うのですが、教えてください。

それから 6 ページの職員手当等の内訳で、右側から 2 番目の退職手当負担金。これは、これまで聞き慣れていない、見ていなかった用語かと思うのですが、これは我が町にもこういう退職手当負担金が、一般企業で引き当てと呼ぶのですが、こういう負担金が、我が町にはなかったと思うのですが、下水道会計にはこういうのが今後出てくるのかということを教えてください。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 まず 1 点目の第 4 条に基づく収入不足分の 158 万 2,000 円の不足額ですけれども…、済みません、休憩をお願いします。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前 11 時 43 分）

再開（午前 11 時 43 分）

○議長 知念富信君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 まず 2 ページの第 4 条の 2 の関係で、引継金としまして、こ
としの 3 月末で打ち切り決算になりますので、3 月末の未収支分が 549 万円。それと 4 月、
5 月の収入分としまして、下水道使用料の収入が入ってきますので、この分の 3,506 万 1,000
円と、それと 4 月、5 月に支払いをする分 1,461 万 3,000 円、そこの引いた分としまして
2,593 万 8,000 円が前年度の引継金として出てくるということで、その分から不足分は補填
しますということの内容です。よろしいでしょうか。もう一度言います。まず大きくは、4
月と 5 月分の使用料で入ってくる分が、今回、3 月末で収支が全部打ち切りしますので、4
月、5 月に、当該年度、本来であれば令和 1 年度分として入ってくるべきものが 3 月末で入
ってこない分の収入は 3,506 万 1,000 円、使用料の分が入ってきます。それから 4 月、5 月
で実質 3 月を越して年度分、令和元年度分で、本来であれば決算期が 5 月ですので、それま
でに払う分が 1,461 万 3,000 円としてあります。3 月末の収支分としまして、さらにまた
549 万円がありますので、最終的には 549 万円と 4 月、5 月の使用料収入の 3,506 万 1,000
円を足したもののから、4 月、5 月の支出分 1,461 万 3,000 円を差し引いて 2,590 万 8,000 円
が引継金として、令和 2 年に引き継ぐお金として出てきます。その分から 158 万 2,000 円
の不足分は補填しますということの内容です。これは多分、先ほどの 1 億円余りの話は 3 条
関係の収益的収支に基づく不足分ということでございますけれども、基本的にこれは減価
償却の部分が多くて、実質的なマイナスと言いますか、その辺のものとしては、実質的に補
する部分はないということでございます。減価償却が多くて、そこの分がマイナスとなっ
ているということの捉え方で考えていただけたらと思います。

それと 3 点目の職員手当負担金の 418 万 4,000 円につきましては、一般会計も同じく、
職員手当のほうで一般会計と同様に職員分の退職手当負担金として計上しております。総
合事務組合退職手当負担金としての計上ですので、一般会計と同様な計上ということにな
っております。総合事務組合退職手当負担金です。一般会計と同じとなっております。以上
です。

○議長 知念富信君 3 番 岡崎 晋議員。

○3 番 岡崎 晋君 私たちがこれまで見てきた予算書、決算書は、全部バランスがとれて
いるのですが、この下水道会計では、今後も収入支出のバランスが合わないことがずっと続

いていくという理解でいいのですか。数字のことです。

○議長 知念富信君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 桃原正善君 基本的には、これからずっとそのようになっていきます。休憩をお願いします。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前 11 時 49 分）

再開（午前 11 時 49 分）

○議長 知念富信君 再開します。区画下水道課長。

○区画下水道課長 桃原正善君 これまで官庁会計としましては、単年度の収入支出のみの管理としてやってきましたが、今回からは資本的収支、あと収益的収支ということで、地方公営企業会計では歳入と歳出を当年度の損益取引に基づくものと、投下資本の増減に関するもの、2つに分けて管理するということと、また官庁会計につきましては単式簿記、今までですね、現金主義であったものが複式簿記、あと発生主義ということで、経済活動の発生がなされた事実をもって記帳されるものと、経済活動発生 of 現金の収支のみならず、取引する相手との間の債権、債務が発生した時点などを含んでいいということで、今回公営企業会計、これからはずっとこのような数値のあらわし方になっていくと思います。以上です。

○議長 知念富信君 3 番 岡崎 晋議員。

○3 番 岡崎 晋君 ありがとうございます。なかなか余り理解できないけれども、これからは勉強していきます。ありがとうございます。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 22 号 令和 2 年度南風原町下水道事業会計予算については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第 8．議案第 23 号 令和 2 年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算

○議長 知念富信君 日程第 8．議案第 23 号 令和 2 年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 23 号 令和 2 年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算 令和 2 年度南風原町の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算) 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 3,473 万 2,000 円と定める。2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。(地方債) 第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。(一時借入金) 第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7 億円と定める。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 議案第 23 号 令和 2 年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算について、補足して概要説明いたします。2 ページから 3 ページ、第 1 表歳入歳出予算について、令和 2 年度の予算総額は 5 億 3,473 万 2,000 円で、前年度に比べ 974 万 6,000 円 (1.8%) の減となっております。内容については、6 ページ以降の事項別明細書で説明いたします。

4 ページをお開きください。第 2 表地方債は、土地区画整理事業債の合計で限度額が 1,200 万円となります。起債の方法、利率、償還の方法は記述のとおり例年同様でございます。

歳入についてご説明いたします。歳入について 8 ページからご説明いたします。8 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目、保留地処分金 7,399 万 9,000 円の増は、一般保留地 1 画地 (面積 602 平方メートル) の処分予定による皆増です。

10 ページをお開きください。3 款 2 項 2 目、土木費県補助金 6,840 万円の減は、沖縄振興公共投資交付金の内示配分により減となっております。

11 ページ、5 款 1 項 1 目、繰入金 973 万 1,000 円の減は、歳出の土地区画整理事業費の増による一般会計繰入金 26 万 9,000 円の増と土地区画整理事業基金繰入金 1,000 万円の減によるものとなっております。

16 ページをお開きください。9 款 2 項 2 目、雑入 160 万円の増は、主に保留地箇所への現場事務所、資材置き場、駐車場等の借地料の増の見込みとして計上しております。

次に 17 ページ、10 款 1 項 1 目．土地区画整理事業債 720 万円の減は、沖縄振興公共投資交付金の内示配分による減となっております。

歳出について説明いたします。19 ページから 20 ページ。2 款 1 項 1 目．事業費 7,650 万 9,000 円の減は、主に補助事業費の内示配分の減額によるもので、12 節．委託料 290 万円の減、14 節．工事請負費 2,565 万円の減、21 節．補償、補?及び賠償金 4,701 万円の減、及び育休代替賃金 73 万 5,000 円皆減によるものです。20 ページ、2 款 1 項 2 目．土地区画整理事業基金整備事業費 1,000 万円の減は、12 節．委託料 619 万 8,000 円の増、21 節．補償、補?及び賠償金 832 万 3,000 円の増はあるものの、15 節．工事請負費 2,452 万 1,000 円の減によるものです。

22 ページをお開きください。3 款 1 項 1 目．基金積立金 7,399 万 9,000 円の皆増は、さきに歳入でご説明したとおり一般保留地 1 画地（面積 602 平方メートル）の処分予定による皆増でございます。

23 ページ、4 款 1 項 1 目．元金の 550 万 3,000 円増は、新たに元金償還の発生によるもので、2 目．利子 236 万 4,000 円の減は、前年度借入実績及び償還完了によるものでございます。なお、元金、利息の償還額については、起債償還年次表に基づき計上しております。

32 ページをお開きください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書となっておりますので、ご参照をお願いいたします。以上が令和 2 年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 23 号 令和 2 年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第 9．決議第 1 号 議員派遣の件について

○議長 知念富信君 日程第 9．決議第 1 号 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮ります。議員派遣の件については、別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。したがって議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

○議長 知念富信君 以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

散会（午後 0 時 00 分）